議案第 149 号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成28年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例 (平成 16 年伊賀市条例第 163 号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表山田診療所の項を次のように改める。

山田診療所		午前9時から	午前9時から	
		正午まで	正午まで	
		午後1時30分	午後1時30分	
		から	から	
		午後4時30分	午後4時30分	
		まで	まで	

附則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。